

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

目次

環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年四月二十七日法律第二十七号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年四月二十七日法律第二十七号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第二章中環境影響評価法第二章中第四条の前に一節及び節名を加える改正規定（同法第三条の八に係る部分に限る。）及び同法第六章中第三十八条の次に四条を加える改正規定（同法第三十八条の二第三項に係る部分に限る。）並びに次条から附則第四条までの規定及び附則第十一条の規定（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の目次の改正規定、同法第四十六条の四及び第四十六条の二十二の改正規定並びに同法第三章第二節第二款の二中同条を第四十六条の二十三とし、第四十六条の二十一を第四十六条の二十二とし、第四十六条の二十の次に一条を加える改正規定を除く。） 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二章中環境影響評価法第二章中第四条の前に一節及び節名を加える改正規定（同法第三条の二第二項及び第三項並びに第三条の七第二項に係る部分に限る。）及び同法第六章中第三十八条の次に四条を加える改正規定（同法第三十八条の二第二項に係る部分に限る。）並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日